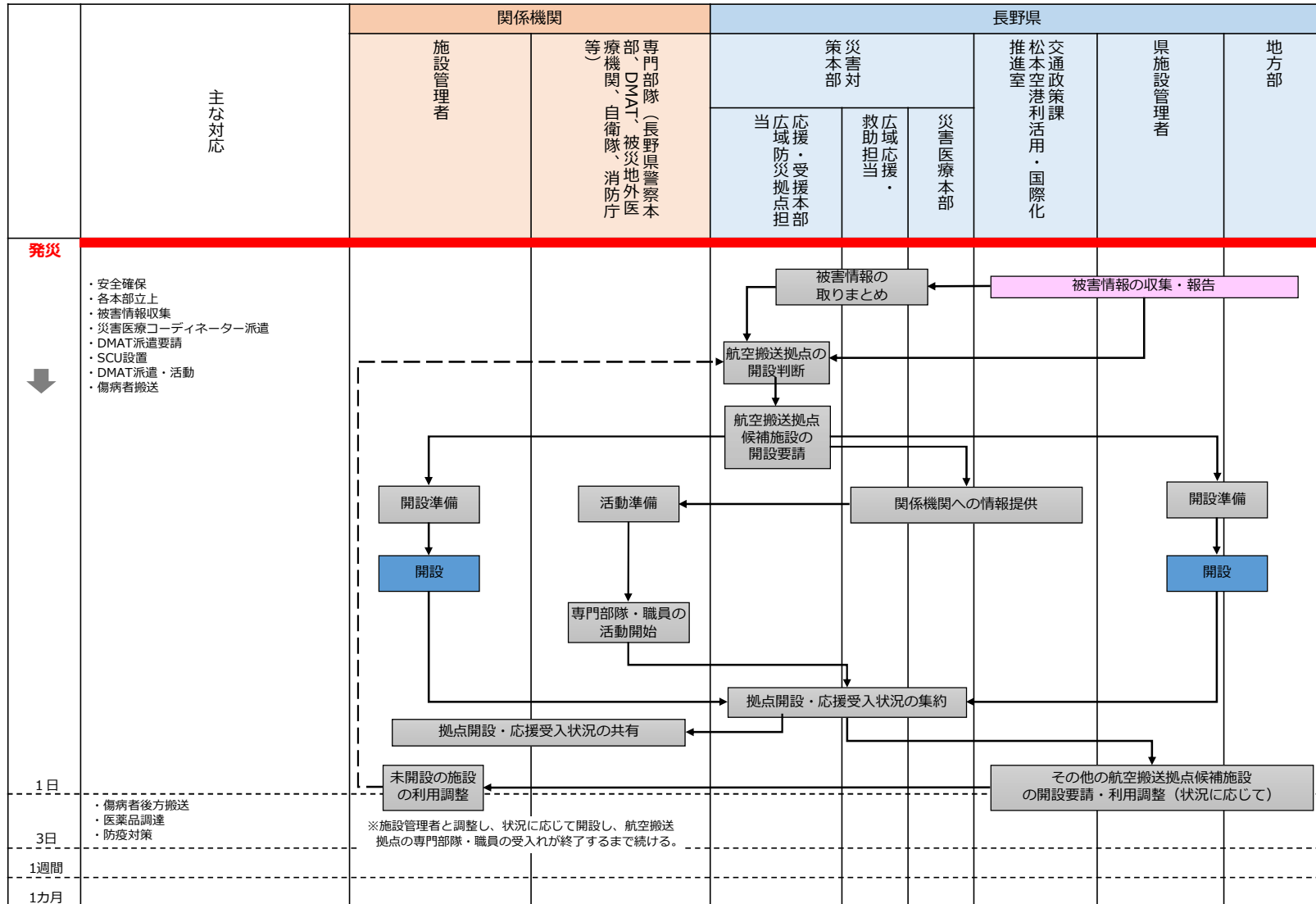


行動計画「活動の時系列」 (2) 航空搬送拠点

初動対応 対応手順 当面の目標

■災害直後の被害情報の収集、航空搬送拠点候補施設の施設管理者との利用調整、専門部隊の受入までの基本的な手順を示す。



(7) 広域防災拠点開設の行動計画（広域物資輸送拠点）

1) 目標

県は、広域物資輸送拠点を設置し、陸路又は空路（空港・ヘリポートを利用）により、国や他都道府県等から供給された支援物資の受入れや被災地域内の市町村への配分を支援する。

2) 基本方針

- 県災害対策本部は、「松本ゾーン」の広域防災拠点を優先的に開設する。「松本ゾーン」が被災している場合は、「長野又は上田・佐久ゾーン」の広域防災拠点を優先して開設する。
- 県災害対策本部は、あらかじめ定めた広域物資輸送拠点の利用優先順位（2.3（4）参照）に基づき、開設する拠点を決定する。
- 県地方部は、広域防災拠点に職員を派遣し、拠点の運営、利用調整及び県災害対策本部等との情報連絡を行う。
- 広域防災拠点施設の管理者は、発災後、県災害対策本部からの開設依頼・要請を受けた場合には施設の安全確認を実施し、広域防災拠点が開設された場合には拠点運営に可能な限り協力する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

		関係機関・課	主な対応
関係機関		長野県倉庫協会	・食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力
		長野県警察本部	・交通規制に関すること ・緊急通行車両等の確認事務に関すること
		公益社団法人長野県トラック協会	・災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送協力
		赤帽長野県軽自動車運送協同組合	・食料、生活必需品等の輸送協力
		自衛隊	・災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること
		国土交通省北陸信越運輸局	・災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること
		市町村施設管理者	・広域防災拠点施設の利用者及び県との連絡・調整、施設管理
長野県	災害対策本部 応援・受援本部	広域防災拠点 担当	・施設管理者及び自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との拠点利用に係る総合調整に係ること
		物資調整担当	・食料品、生活必需品等の輸送に関すること
	県民文化部	文化政策課	・広域防災拠点（佐久創造館）の被害状況の情報収集及び報告に関すること ・広域防災拠点（佐久創造館）の管理・利用調整に関すること
くらし安全・消費生活課		・食料・生活物資の調達に関すること	

関係機関・課		主な対応	
長野県	健康福祉部	食品・生活衛生課	・棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事
		薬事管理課	・備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事 ・医療ガスの供給に関する事
	環境部	水大気環境課	・飲料水供給の応援に関する事
	産業労働部	産業政策課	・生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関する事
		労働雇用課	・広域防災拠点（戸倉体育館一帯）の被害状況の情報収集及び報告に関する事 ・広域防災拠点（戸倉体育館一帯）の管理・利用調整に関する事
	農政部	農業政策課	・食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事
		農業技術課	・主要食糧の調達に関する事
	建設部	都市・まちづくり課	・広域防災拠点（松本平広域公園、飯田運動公園）の被害状況の情報収集及び報告に関する事 ・広域防災拠点（松本平広域公園、飯田運動公園）の管理・利用調整に関する事
	教育委員会事務局	スポーツ課	・広域防災拠点（県立武道館）の被害状況の情報収集及び報告に関する事 ・広域防災拠点（県立武道館）の管理・利用調整に関する事
	県地方部		・施設の利用調整に関する事 ・救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関する事 ・資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関する事

4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、広域防災拠点の開設基準に該当する大規模災害の発生を覚知した場合、広域防災拠点の開設準備のため、職員を派遣する。
- 広域防災拠点担当は、発災後、広域防災拠点施設の管理者に被害状況や周辺状況等を確認する。
- 広域防災拠点担当は、広域物資輸送拠点の利用に係る関係機関、立地市町村等との総合調整を行う。
- 県関係課は、県備蓄物資の状況を確認し、必要に応じて関係機関への応援要請を行うとともに、物資調整担当に報告する。
- 広域防災拠点担当は、広域物資輸送拠点の開設判断、利用状況の確認及び開設要請を行う。

行動計画「活動の時系列」 (3) 広域物資輸送拠点

初動対応 対応手順 当面の目標

■ 発災直後の被害情報の収集、広域物資輸送候補施設の施設管理者との施設の利用調整、応援物資受入までの基本的な手順を示す。

